

始良市複合新庁舎建設検討委員会 会議録

会 議 名	令和元年度第4回始良市複合新庁舎建設検討委員会	
日 時	令和2年4月19日（日）午前9時30分～午後12時15分	
会 場	始良市役所2号館3階 第1～3委員会室	
出 席 者	委 員	山尾委員長、有馬委員、野口委員、三宅委員、 竹畑委員、上野委員、竹田委員、松田委員、湯元委員、 吉村委員、小山田委員、堂森委員、柊原委員、 森田委員 （欠席者）田中委員
	市職員等	事務局：総務部行政管理課 都市計画担当：都市計画課 （報道：1名、傍聴：なし）
会 次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 会議録署名委員の氏名 4 議題 5 その他 6 開会	
議 題	(1) 加治木、蒲生基本計画（素案）に対する意見の確認 (2) 答申について	
会 議 結 果 要 旨	(1) 加治木、蒲生基本計画（素案）に対する意見の確認 (2) 答申について 次回も継続して審議する。	
会 議 経 過 要 旨	1 開会 （事務局） 第4回始良市複合新庁舎建設検討委員会を開会する。 2 委員長あいさつ 山尾和廣委員長あいさつ 委員会の成立 （議長） 委員15名のうち14名出席であり、始良市複合新庁舎建設検討委員会条例第6条第2項の規定に基づき、委員会の成立を確認す	

	る。 3 会議録署名 (議長) 指針第5条に基づき、会議録署名委員を指名する。第4回検討委員会の会議録署名委員に上野委員を指名する。 (委員) よい。 前回質疑事項の回答 (議長) 議題に入る前に、前回の委員会において質問があったサウンディング型市場調査の結果について事務局の報告を求める。 (事務局) サウンディング型市場調査について、資料1に基づき説明する。 (議長) 事務局の説明に対し、質問、意見はあるか。 (委員) 前回の委員会では、サウンディング型市場調査については、新型コロナウイルスの影響により、実施していないとの報告を受けたものと記憶している。 (事務局) 実施していないのではなく、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした民間企業の休業等に伴い、聞き取り調査が延期されることとなり、調査結果の公表時期が遅れている旨をご説明した。調査結果については、4月17日に市ホームページで公表したものを、本日の資料として提示したものである。 (委員) サウンディング型市場調査の実施にあたり、どのような方法で民間事業者へ呼び掛けたのか。 (事務局) サウンディング型市場調査については、実施に当たっての参考資料として事業概要をホームページに掲載し、参加者を募集した。本事業への参加意欲等についてアンケート調査と聞き取り調査を実施した。 (委員) サウンディング型市場調査の受託企業には事前にどのような資料を提示したのか。また調査はどのような意図で行われたの
--	--

	か。 (事務局) サウンディング型市場調査については、事業手法のひとつである公民連携手法を検討するにあたり、基本計画（素案）を抜粋した「事業概要説明資料」について、市ホームページに掲載した。その資料に対する、民間事業者の参加意欲や市場性について確認する目的で実施した。 (議長) 事業の進め方に関しては、委員それぞれのご意見があるとは思いますが、当委員会はサウンディング型市場調査についての審議をするものではない。委嘱を受けた内容は、基本計画（素案）に対する意見を答申することである。 (委員) 本庁舎の基本計画策定の際は、サウンディング型市場調査を実施したか。 (事務局) 実施していない。 (委員) 今回の調査において、地元事業者の参加があったか。 (事務局) 鹿児島県内に支店等がある事業者の参加はあった。 (委員) 建設工事費の削減に関する調査結果概要には、「コスト削減は5%程度が妥当」と記載されているが、根拠はあるか。その根拠については、公表すべきではないか。 (事務局) 今回の調査は、本事業に対する参加意欲や市場性等を確認するために、民間事業者の意見を聞くものである。あくまでも聞き取りでの意見であり、明確な根拠を基に示した結果ではない。当該サウンディング型市場調査により公民連携手法を決定するわけではなく、今後、PPP/PFI 導入可能性調査を実施し、従来型手法と公民連携手法を比較検討し、事業方式を判断するものである。 (委員) 当委員会において事業方式を決定するような付帯意見を追記できるか。 (議長) 当委員会は、事業方式の決定をする場ではないと考える。今後実施される予定の導入可能性調査等を経て、最終決定をする際に、改めて検討する場を設ける旨を付帯意見として追記すること
--	---

	はできると考える。 (委員) 「５％が妥当」という表現があれば、コスト削減率が決定しているように受け取られる。他にも、「１５％削減できる」と回答した企業もある中で、「５％が妥当」となると競争の原理が働かないのではないか。 (委員) 「５％が妥当」という表現は一つの参加事業者の意見であり、その表現について追及する必要はないのではないか。 当委員会は、サウンディング型市場調査結果の報告を求めたものであり、その内容について議論する場ではないと議長が説明した。 (委員) 「５％が妥当」という表現は必要ないと考える。報告書として、この文言が残ることを危惧する。 (議長) サウンディング型市場調査の報告書については、当委員会が承認するものではないことをご理解いただきたい。 (委員) 財政状況が厳しくなる中、建築基準を満たす低価格の工法を追求する必要がある。このような意見を付したい。 (委員) 事業手法が決定していない状況で詳細を検討する必要はないと考える。 (議長) サウンディング型市場調査の報告書については、あくまでもどのような調査かを当委員会の委員に理解していただくための資料になる。報告書については、当委員会が承認するものではないということをご了承いただきたい。 ４ 議題 (議長) 審議事項(1)及び(2)について、事務局の説明を求める。 (事務局) 資料２、３に基づき説明する。 (議長) 資料２は、これまで当委員会が出された意見等について、加治木・蒲生両支所に共通する事項、加治木支所、蒲生支所の３つに区分し、それぞれの意見について素案に記載されているか否か、
--	---

	また、付帯意見として答申書に記載する文例等がまとめられたものである。 本日は、資料２に基づき、答申書の付帯意見に記載する内容等についてご審議いただきたい。 まず、①の周辺施設や各種団体との連携について、意見等はあるか。 (委員) くも合戦保存会などの各種団体の会合は夜間に行われることが多いため、施設運営上の配慮を求める。 (委員) 夜間だけでなく、休日の利用についても配慮されたい。 (議長) 施設の利用時間は重要であることから、付帯意見として、夜間、休日利用に対する配慮について追記されたい。 次に、②、③の防災関連について、意見等はあるか。 (委員) 防災拠点として考えるのであれば、非常食等の備蓄を考える必要があるのではないか。 (事務局) 関係各課と協議しながら検討したい。 (議長) 次に、④、⑤の意見徴収の方法について、意見等はあるか。 (委員) 市民参画の機会を設けるとあるが、どのような方法で情報提供をするのか。 (事務局) 広報誌やホームページでの情報提供を考えている。 (議長) 複合新庁舎建設基本構想・基本計画策定に係る当委員会の答申書に情報発信についての意見を付している。今回の答申にも、同様の文言を追記されたい。 (委員) P P Pを導入した場合、施設整備に際して市民の声が反映されないのではないかという懸念がある。市民の声が反映されるよう、答申に追記されたい。 (委員) 庁舎整備は、50年に一度の大きな事業である。計画策定後の段階的なチェック機能が必要と考える。
--	--

	(議長) チェック機能に関して、事務局として具体的な考えがあるか。 (事務局) 具体的な考えは今のところないが、今後、検討したい。 (委員) 平面計画の段階で、動線や機能性に関して職員の意見を聞くことも重要と考える。 (議長) 次に、⑥のユニバーサルデザインについて、意見等はあるか。 (委員) トイレの便座消毒など、環境衛生面への配慮が必要と考える。 (議長) 次に、⑦の事業手法について、意見等はあるか。 (委員) 災害時には、多目的ホールが避難所となる可能性があると考えられるが、施設の運営を民間が行うこととなった場合、スムーズに対応できるのか。 (事務局) 指定管理制度を導入している既存施設の中には、避難所に指定されているものもある。災害発生時のルールや体制づくりにより、対応することができると考えている。 (議長) 次に、⑧の交通関連について、意見等はあるか。 (委員) なし。 (議長) 次に、資料２の２ページの加治木支所に関する内容を確認したい。 まず、⑨の防災関連について、意見等はあるか。 (委員) 加治木地区の議員の意見等を記載した付帯意見（案）を作成した。配布してよろしいか。 (議長) 配布を認める。 (委員) 配布資料（以下「委員案」という。）の１について説明する。 (議長) この内容については、資料２の答申への記載例に同様の記載があることから、事務局案のとおりでよい。
--	---

	(委員) よい。 (議長) 次に、⑩～⑭の複合機能について、意見等はあるか。 (委員) 委員案の6について説明する。子ども館建設事業などを考慮し、よりわかりやすく記載すべきと考える。 (事務局) 子ども館の機能等については、明確に回答することができない。子育て機能については、関連部署と連携しながら検討していきたいと考えている。 (議長) 他の部署との役割分担等を考慮しつつ、子育て機能を選定する旨を追記されたい。 (委員) 新庁舎建設後、現在の保健センターは、どのように活用する予定か。 (事務局) 現時点では、書庫としての活用を考えている。 (委員) 複合機能として子育て支援機能の記載があれば、子ども館のような子育て支援施設を連想させるのではないか。また、キッズスペースや授乳室などは、標準的に設置されるべき機能であり、複合機能とはいえない。もう少し別の視点から検討されたい。 (事務局) ご意見のとおり、キッズスペース等は公共施設に備わるべき設備と考えている。 (委員) ⑩について、施設の複合化により、子育て世代のニーズを反映する旨の記載があるが、高齢者に関する記載がない。「高齢者が安心して集い、交流できる施設」などの文言を追記されたい。 また、加治木総合支所庁舎は、体育館がメインとして考えられている印象を受ける。個人的には、そのような認識はない。県内外からの集客を見込むアリーナを建設するという意見が出されているが、市民がそのような施設を求めているのか。パラスポーツに関しては、第3回検討委員会で事務局から報告を受けたとおり、現在の体育館でも実施できることを確認した。限りある予算の中で、大きな規模のアリーナを建設する必要はないと考える。
--	--

	(委員) ⑫について、パラスポーツに特化した施設ではなく、パラスポーツもできる体育館と認識している。パラスポーツに対応していれば、多様なニーズに対応できるものとする。 (委員) 加治木支所の体育館については、パラスポーツ等に特化した施設を整備するという考え方もあるのではないかと発言した。これは、当委員会において「加治木体育館のあり方」を十分に議論したいという思いから発言したものである。パラスポーツが出来るアリーナ等をメインとする考え方ではない。大前提として、地域住民の利便性向上に資する施設であることが重要と考える。 (委員) パラスポーツにも対応するとの考え方はよいと考える。 また、ワークショップ等では、加治木らしさについて意見が出されていたことから、地域特性に関する事項を追記されたい。 (委員) 現在の加治木体育館は、旧加治木中学校体育館として整備されたものであり、同規模で整備する必要はないと考える。費用をかけて整備するのであれば、1,000 m²では意味がない。バレーボールの公式戦が行えるような広さが確保されていない。1,600 m²程度の面積が最低限必要である。公式戦と同様の広さが確保されなければ、練習にならない。そのような施設では意味がない。現在の利用率が高いことから、より大きな面積を確保すべきと考える。 また、武道館については、畳の保管場所について考慮されたい。 パラスポーツについては、市内の体育施設でも実施可能との報告を受けたことから、加治木体育館の機能としてパラスポーツに特化する必要はないと考える。 (委員) 委員と同じ意見である。多目的ホールについては、武道館としての機能を備えているのか。 (事務局) 現時点では、考慮していない。 (事務局) 先ほどのご意見にあった、バレーボールの公式戦ができる体育館の面積 1600 m²については、コート1面ではなく2面分の面積ではないのか。 (委員) 1面である。バレーボールの公式戦となるとコート以外にも面
--	--

	積を確保しなければならない。エンドラインから 6 m 以上、サイドラインから 3 m 以上確保しなければならない、素案に示されている 1,000 m²では不足する。コートの面積については、市の保健体育課に確認済みである。もう少し立派な体育館を検討されたい。 (事務局) 素案に記載する 1,000 m²の面積があれば、9 人制のバレーボールコート 2 面程度が確保できるものと考えている。 また、武道館については、関係団体から武道館建設に関する要望などを受け、関連部署と共に意見交換を行った経緯がある。関係団体の方にワークショップ等の参加を促したところ、参加されなかった。 地域懇話会において、武道館機能に関する意見を求めたところ、競技人口に基づくニーズの把握や財源等に限りがあることなどを踏まえた検討を求める旨のご意見をいただいた。その結果、武道館機能を有さない多目的ホールを計画した。 (委員) 加治木地区だけで考えるのではなく、始良市全体で考えるべきである。競技人口が減少している理由の一つに、武道館がないことも考えられる。武道館機能を有する体育館を建設することで、競技人口の増加につながるのではないか。再度、検討されたい。 (事務局) 関連部署と協議したい。 (委員) 公式戦が行えるバレーボールコートは、1 面で 34m×20.5m である。そして、先ほど説明したとおり、エンドラインから 6m 以上、サイドラインから 3m 以上のフリーゾーンが必要であり、46 m×26.5m (1,219 m²) が必要となる。更に、監督席やウォームアップエリア等を含めば 1,598 m²以上が必要となる。このことについて、保健体育課にも確認されたい。 付帯意見として、公式戦ができるバレーボールコートが 1 面以上確保できる面積とすることを追記されたい。 (委員) 公式戦が出来る面積を確保する必要性があるか。 (委員) 体育館を整備する目的として、公式戦を主と考えるのか、スポーツ交流を主と考えるのかで違いがあると思う。公式戦を主として考えるのであれば、公式戦と同様のコートで練習できなければ意味がない。
--	--

	(委員) ひとつの競技に重点を置く必要があるのか。市内には、複数の体育施設があり、大きな体育館を作る必要があるのか。 (委員) 議会と語る会において体育館を残してほしいという声が多く出された。市議会では、市民の声を反映させるため一般質問において答弁を求めた。また、議会会派では、パラアリーナの視察も行った。特に、ローコストという点に注目し、2,980 m²のパラアリーナが約8億円で建設されていた。ローコストで利便性の高い施設を建設することについての意見である。 規模の大きさではなく、市民の願いをかなえることを目的として建設されたい。根本的な考え方を見定めながら計画を策定されたい。 (委員) ローコストで利便性の高い施設は誰もが望むものである。さらなる機能を付加するとコストが上がることも当然である。優先すべき点を考慮すれば、現在、体育館を利用している市民がこれまで通り利用できることを大前提として考えるべきではないか。吉村委員の意見のバレーボールの公式戦ができる1,600 m²の面積を確保することについて、付帯意見として追記すべきか疑問がある。駐車場の確保等の影響も懸念されることから、どのような文言を付帯意見とすべきかを議論する必要がある。 (委員) 加治木庁舎は、体育館に行政機能が付属するイメージと考えている。配置される職員も40人程度と示されており、支所機能は最低限の規模を整備することとし、体育館機能の充実が重要と考える。 (委員) ワークショップでは、体育館の機能について様々な意見や要望が出されたが、それらの意見を整理し、優先順位をつけたところ、防災拠点機能やバリアフリーなどに重点が置かれる結果となった。地域懇話会も含め、様々な段階を経て素案がまとめられている。ワークショップに参加した者としては、体育館をメインとすることについては、市民が求めるものではないと考える。 体育館のあり方について様々な意見を出しながら議論する必要があるが、個人の意見を答申書に付するべきではない。 (議長) 複合機能の⑪～⑬に関する付帯意見については、これまでの議論をもとに、各自再考していただき、次回でとりまとめたい。
--	--

	次に、⑮、⑯の周辺施設や各種団体との連携について、意見等はあるか。 (委員) ⑮について、委員案４を参照されたい。椋鳩十記念館と図書館の有効利用については、実現性が低いと考えることから付帯意見に記載しないほうがよいのではないか。 椋鳩十文学記念館内に図書館を複合させるとすれば、面積が不足するものとする。周辺の用地を購入したり、施設を増築したりする必要がある、費用面からも現実的ではないと判断する。 (委員) 図書機能については、椋鳩十文学記念館と図書館を併せた施設を整備することで、椋鳩十文学記念館の利用率も向上すると考える。また、学習機能については、行政機能と複合させるイメージと考えている。 (事務局) 椋鳩十文学記念館には、多くの寄贈品や貸与品等があり、利活用に関する検討が必要である。また、図書機能については、国の補助金制度等の活用を検討しており、素案のとおり加治木総合支所庁舎に複合する機能として考えている。 (議長) 施設の統廃合や複合化については、詳細な検討が必要となることから、答申への記載例のとおりでよいと考える。 他に、意見等はあるか。 (委員) ⑯について、地域のイベント等と記載されているが、具体的に「くも合戦」などの代表的なイベント名を表記してはどうか。 (議長) ご意見のとおり、具体例を追記されたい。 (議長) 次に、資料２の３ページの蒲生支所に関する内容を確認したい。まず、⑰の防災関連について、意見等はあるか。 (委員) なし。 (議長) 次に、⑱の行政組織の体制について、意見等はあるか。 (委員) なし。 (議長) 次に⑲、⑳の周辺施設や各種団体との連携について、意見等は
--	---

	あるか。 (委員) 貸事務所という表現があるが、使用料が発生するのか。 (事務局) 公共施設を貸し出す場合、行政財産使用料が発生する。ご意見にあった農協や商工会などの周辺施設が複合される場合を想定して貸事務所との表現となっている。現在、蒲生総合支所内にある土地改良区などの外郭団体を含む周辺施設の取り扱いについては、今後も検討していきたいと考えている。 (議長) 次に②①、②②の地域特性について、意見等はあるか。 (委員) 地場産材の活用による木質化について、デザインの分野だけでなく、C L T工法など構造材としての利活用も検討されたい。 (議長) ご意見については、木質化に含まれるものとする。 次に、②③の交通関連について、意見等はあるか。 (委員) 文言については問題ない。答申後、十分に検討することを望む。 (委員) バスに関して、停留所のスペースや通行ルートについても関係機関と協議し、庁舎建設に併せて整備できるよう検討したい。 (議長) その他、意見はあるか。 (委員) なし。 (議長) 今回の検討委員会について説明する。加治木支所の「加治木体育館の機能」については、答申に付する意見がまとまっていないことから、本日のご意見を踏まえ、継続して審議したい。また、その他の修正、追記事項について最終確認をしたい。 5 その他 (事務局) 今回は、令和2年5月10日(日)午前9時30分から開催することを提案する。 (議長) 事務局提案の日程でよいか。 (委員) よい。
--	--

	(議長) その他、委員から意見等はあるか。 (委員) 加治木支所内に図書館機能を複合することは決定なのか。 (事務局) そのように計画している。 (委員) そうした場合、資料２の⑮の答申記載例は不要ではないか。 (委員) 現在の図書館利用者は高校生が多いと考える。加治木支所内に複合した場合、現在の図書館に比べて高校からの距離が遠くなる。したがって、椋鳩十記念館を活用することが望ましいのではないか。利用状況等の調査を実施しているか。 (事務局) 図書館の利用状況調査は実施していない。ワークショップでは高校生にも参加いただき、図書機能や学習機能に関する意見を基に素案をまとめている。 (委員) ワークショップの中でも、複合機能として図書・学習機能の意見はでており、加治木総合支所内に複合する計画でよいと考える。高校生の移動距離についても、大きな問題にはならないのではないか。市民の利便性を考えると、庁舎内に複合機能があるほうが望ましいと考える。 (議長) 図書・学習機能については、素案のとおり、支所の複合機能として考えることとし、更なる検討が必要なことから、資料２⑮における答申例も記載することとする。 (委員) サウンディング型市場調査の会議録を公表できないのか。 (事務局) 今回提示した報告書が会議録を含む内容である。 (委員) この報告書内の「妥当」という表現に疑念を抱いている。この表を基に、検討委員会で承認を受けたとし、行政が事業を進めていくのではないかと不安がある。 (議長) 当委員会は、サウンディング型市場調査の報告書を承認する場でないと明言した。当委員会の会議録としてこの文言が記載されることで、その心配はないと考える。
--	--

	6 閉会
その他特記事項	次回の開催予定 日時：令和2年5月10日（日） 午前9時30分から 場所：始良市役所2号館3階委員会室
署名欄	<u>議長</u> <u>議長指名委員</u>